

## 第4章 ブロードバンド全国整備に関する支援制度

条件不利地域等におけるブロードバンドの整備については、ブロードバンドの整備状況、地理的要因、市町村の財政状況のほか、地上デジタルテレビジョン放送への対応などの住民ニーズ等も踏まえて、その整備手法を比較・検討し、地域の実情に応じたブロードバンド整備を進めていくことが重要です。

国等においては、そのようなブロードバンドの整備に取り組む民間事業者や地方公共団体に対しては民間事業者向けに低利融資、利子助成、税制優遇措置及び債務保証、地方公共団体等向けには交付金、補助金といった支援制度が設けられています。

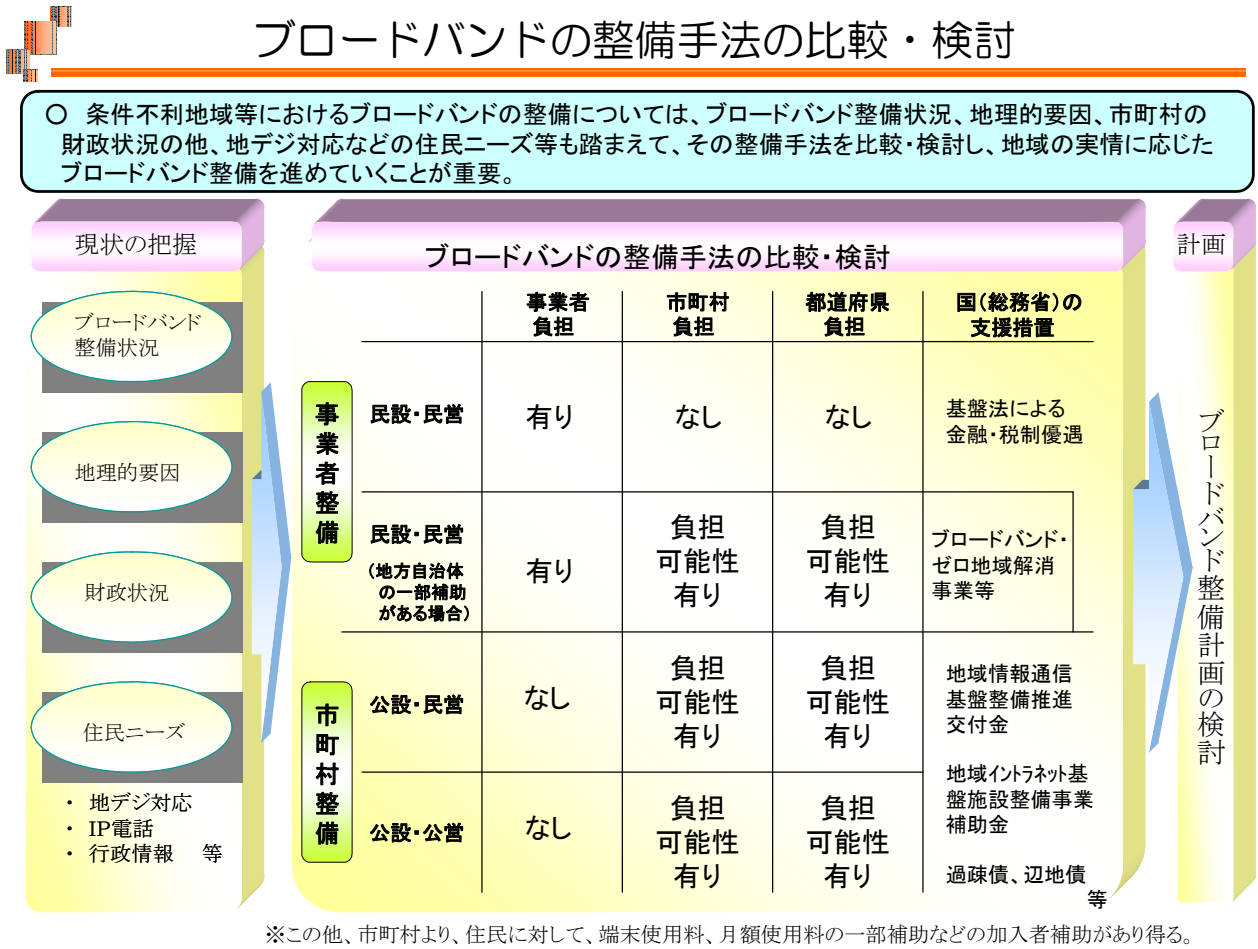
この章においては、これらの支援制度の内容、問い合わせ先等について紹介します。

### 第1節 民間事業者に対する支援制度の概要（総務省関係）

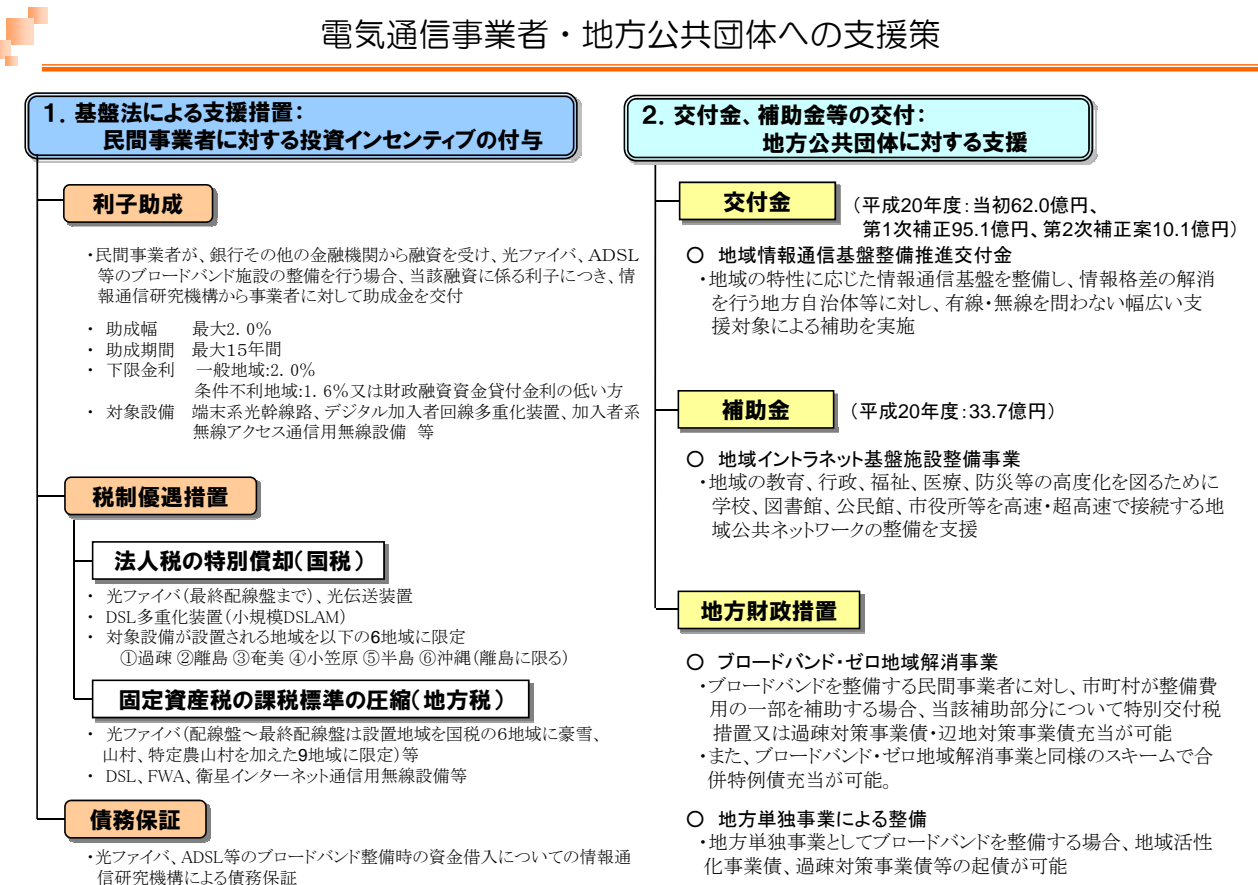
ブロードバンドの整備を行う民間事業者に対しては、電気通信基盤充実臨時措置法（平成3年法律第27号。以下「基盤法」という。）に基づく利子助成等の支援制度が設けられています。

本節においては、基盤法に基づく支援制度を中心に、民間事業者向けの支援制度の内容と支援制度の適用を受けるための手続について紹介します。（図表4-1、4-2参照）

(図表4-1)



(図表4-2)



## 利子助成制度

### 1. 対象者

電気通信基盤充実臨時措置法に基づき、高度通信施設整備事業に係る実施計画について、総務大臣の認定を受けた次のもの

- (1) 電気通信事業者
- (2) 有線放送電話業者

### 2. 対象施設

【高度通信施設整備事業】

- (1) 端末系光幹線路（加入者系光ファイバケーブルの幹線部分（電気通信事業者の事業所から最終配線盤まで））
- (2) 端末系光端局装置
- (3) 光端末回線装置
- (4) デジタル加入者回線多重化装置
- (5) デジタル加入者回線信号分離装置
- (6) 加入者系無線アクセス通信用無線設備
- (7) ケーブルモデム

### 3. 助成率

対象者が、銀行その他の金融機関が行う資金の貸付けを受けて対象施設を整備する場合、当該貸付けに係る利子の支払いについて、独立行政法人情報通信研究機構（NICT）が、最大2%の幅で下限金利まで助成金を交付。

[下限金利]

過疎地域等以外の地域	当初5年間	2.0%	6年目以降	2.5%
過疎地域等 <sup>32</sup>	当初5年間	1.6% <sup>33</sup>	6年目以降	2.1%

### 4. 問い合わせ先

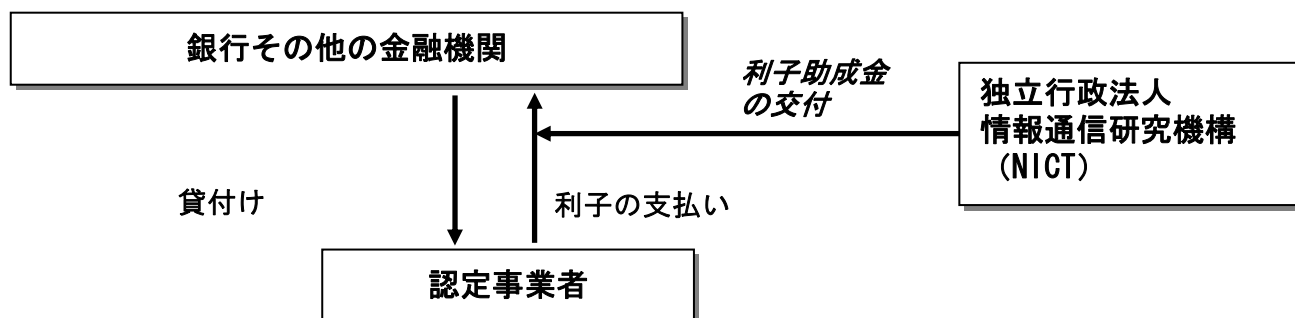
独立行政法人情報通信研究機構（NICT）

情報通信振興部門革新事業グループ

TEL:042-327-7242

<http://www.nict.go.jp>

(参考) 利子助成制度の仕組み



<sup>32</sup>過疎地域等とは過疎地域、半島振興対策実施地域、離島振興対策実施地域、豪雪地帯、振興山村、特定農山村、辺地をいう。

<sup>33</sup>当該融資が行われた日において、償還期間、据置期間及び償還方法が当該融資に相当する財政融資資金貸付金利が1.6%を下回る場合は、当該財政融資資金貸付金利とする。

## 次世代ブロードバンド基盤整備促進税制

### 1. 対象者

電気通信基盤充実臨時措置法に基づき、高度通信施設整備事業に係る実施計画について、総務大臣の認定を受けた次のもの

- (1) 電気通信事業者
- (2) 有線テレビジョン放送事業者

### 2. 対象施設

- (1) 加入者系光ファイバケーブル（電気通信事業者の事業所から最終配線盤まで（国税に係る事業所から最終配線盤まで及び地方税に係る配線盤から最終配線盤までは、地域限定あり））
  - (2) 端末系光端局装置（国税は地域限定あり）
  - (3) IPバージョン6対応型ルーター
  - (4) 波長分割多重化装置
- ※（3）、（4）は地方税のみ。

### 3. 特例措置の内容

- (1) 国税（法人税）

「加入者系光ファイバケーブル」及び「端末系光端局装置」について、事業の用に供した初年度の法人税に関して、5%の特別償却を適用（いずれも地域限定<sup>34</sup>あり）。

- (2) 地方税（固定資産税）

上記4施設について、取得後5年度分の固定資産税に関して、課税標準を以下のとおり圧縮。

- ①「加入者系光ファイバケーブル（電気通信事業者の配線盤から最終配線盤までは条件不利地域<sup>35</sup>に限定）」：3/4
- ②「加入者系光ファイバケーブル（電気通信事業者の事業所から配線盤まで及び有線テレビジョン放送事業者の事業所から分岐点まで）」、「端末系光端局装置」、「IPバージョン6対応型ルーター」及び「波長分割多重化装置」：4/5

### 4. 適用期間

平成20年4月1日から平成22年3月31日まで（2年間）

### 5. 問い合わせ先

総務省総合通信基盤局高度通信網振興課  
TEL:03-5253-5866

<sup>34</sup> 過疎、半島、離島、奄美、小笠原、沖縄（離島に限る）をいう。

<sup>35</sup> 過疎、半島、離島、奄美、小笠原、沖縄（離島に限る）、豪雪、山村、特定農山村をいう。

## 広帯域加入者網普及促進税制

### 1. 対象者

電気通信基盤充実臨時措置法に基づき、高度通信施設整備事業に係る実施計画について、総務大臣の認定を受けた次のもの

- (1) 電気通信事業者
- (2) 有線放送電話業者

### 2. 対象施設

- (1) デジタル加入者回線関連施設
    - ① 小規模回線収容型デジタル加入者回線多重化装置（国税は地域限定あり）
    - ② デジタル加入者回線サービス等提供用附帯設備
  - (2) 加入者系無線アクセス通信関連施設
    - 加入者系無線アクセス通信用無線設備
  - (3) 衛星インターネット関連施設
    - 衛星インターネット通信用無線設備（親局、子局）
- } 地方税のみ

### 3. 特例措置の内容

#### (1) 国税（法人税）

「小規模回線収容型デジタル加入者回線多重化装置」について、事業の用に供した初年度の法人税に関して、10%の特別償却を適用（地域限定<sup>36</sup>あり）。

#### (2) 地方税（固定資産税）

上記4施設について、取得後5年度分の固定資産税に関して、課税標準を以下のとおり圧縮。

- ・ 「小規模回線収容型デジタル加入者回線多重化装置」、「デジタル加入者回線サービス等提供用附帯設備」：2/3
- ・ 「加入者系無線アクセス通信用無線設備」、「衛星インターネット通信用無線設備（親局、子局）」：4/5

### 4. 適用期間

平成20年4月1日から平成22年3月31日まで（2年間）

### 5. 問い合わせ先

総務省総合通信基盤局高度通信網振興課  
TEL:03-5253-5866

<sup>36</sup> 過疎、半島、離島、奄美、小笠原、沖縄（離島に限る）をいう。

## 債務保証制度

### 1. 対象者

電気通信基盤充実臨時措置法に基づき、高度通信施設整備事業の実施計画について、総務大臣の認定を受けた次のもの

- (1) 電気通信事業者
- (2) 有線放送電話業者

### 2. 対象施設

- (1) 光ファイバケーブル
- (2) 同期デジタル伝送装置
- (3) 端末系光単極装置
- (4) 光端末回線装置
- (5) 高機能ルーター
- (6) 波長分割多重化装置
- (7) デジタル加入者回線多重化装置
- (8) デジタル加入者回線信号分離装置
- (9) デジタル加入者回線サービス等提供用附帯設備
- (10) 加入者系無線アクセス通信用無線設備
- (11) 加入者系無線アクセス通信用回線接続装置
- (12) ケーブルモデム
- (13) 衛星インターネット通信用無線設備
- (14) 通信網制御装置
- (15) 複合通信用交換機
- (16) 複合通信変換装置
- (17) IPバージョン6対応ルーター
- (18) マルチサービス対応光伝送装置
- (19) 帯域制御型伝送装置

### 3. 保証内容

- (1) 保証割合 最大 80% (新株予約権付社債は 70%)
- (2) 保証期間 原則 10 年以内
- (3) 保証料 1.5%以内

### 4. 問い合わせ先

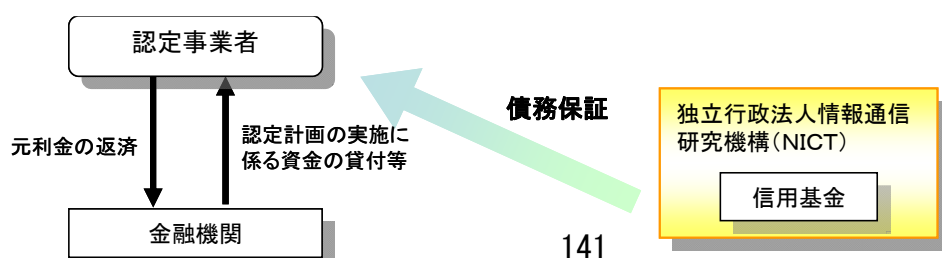
独立行政法人情報通信研究機構 (NICT)

情報通信振興部門革新事業グループ

TEL:042-327-7244

<http://www.nict.go.jp>

(参考) 債務保証制度の仕組み



電気通信基盤充実臨時措置法に係る各支援制度適用のための手続

1. 実施計画の認定の手続

基盤法に基づく各支援措置の適用を受けるためには、基盤法第4条第1項又は同法第5条第1項の規定に基づき総務大臣の認定を受けた施設整備事業（ブロードバンド整備に関しては高度通信施設整備事業）の実施計画に従って対象設備を取得等することが必要です。なお、高度通信施設整備事業の実施計画の認定の手続は次のとおりです。

(1) 申請

次の書類を作成し、総務省（総合通信基盤局高度通信網振興課）に提出します。

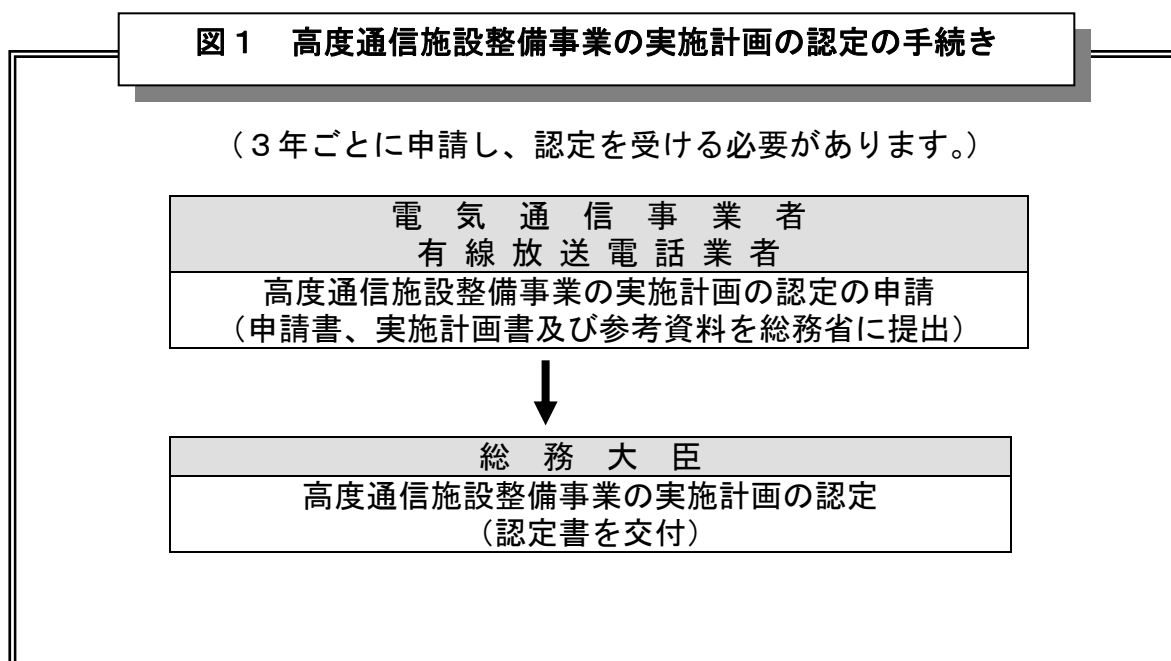
- ・施設整備事業実施計画認定申請書
- ・実施計画書
- ・参考資料

（申請書の様式については高度通信網振興課までお問い合わせ下さい。）

(2) 認定

総務大臣は、提出された実施計画が「施設整備事業を推進するための基本的な指針」（平成3年郵政省・労働省告示第1号）に照らし適切なものであり、かつ、当該実施計画が確実に実施される見込みがあると認められるときは実施計画の認定を行います。

図1 高度通信施設整備事業の実施計画の認定の手続き



2. 税制優遇措置の適用の手続

税制優遇措置の適用を受ける際には、更に税務申告の際に当該設備が上記の認定を受けた実施計画に従って取得等したものであることについて総務大臣の証明を受けることが必要です。

なお、実施計画は、高度通信施設整備事業では最大3年度分の認定を受けることが可能ですが、総務大臣の証明は税務申告の都度必要です。

(1) 法人税軽減の手続

ア 「租税特別措置法第44条の4第1項表の第1号適用証明申請書」又は「租税特別措置法第44条の4第1項表の第2号適用証明申請書」を作成し、総務省（総合通信基盤局高度通信網振興課）に提出して証明を受けます。（連結納税の対象法人も同様の手続が必要です。）

（申請書の様式については高度通信網振興課までお問い合わせ下さい。）

〔原則として、決算の翌月中に申請書を提出してください。〕

イ 総務大臣の証明を受けた同申請書（証明書）を税務署に提出します。

(2) 固定資産税の軽減の手続き

ア 「地方税法附則第15条第19項の適用に係る証明申請書」又は「地方税法附則第15条第50項の適用に係る証明申請書」を作成し、総務省（総合通信基盤局高度通信網振興課）に提出して証明を受けます。

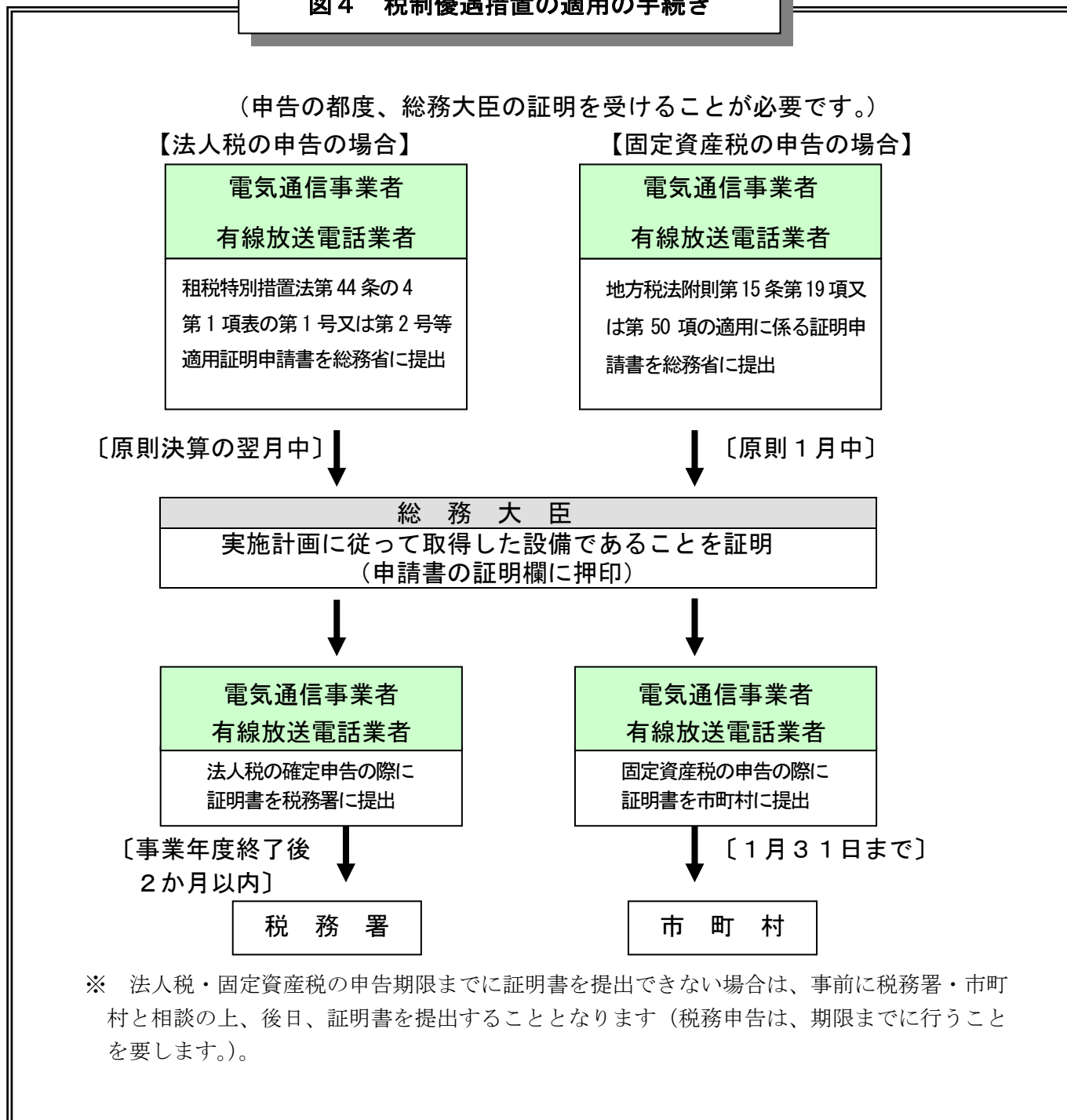
〔原則として、1月中に申請書を提出してください。〕

（申請書の様式については高度通信網振興課までお問い合わせ下さい。）

イ 総務大臣の証明を受けた同申請書（証明書）を市町村に提出します。



図4 税制優遇措置の適用の手続き



### 3. 利子助成及び債務保証の手続き

利子助成及び債務保証の各制度の適用を受ける際には、上記の認定取得後、独立行政法人情報通信研究機構（NICT）にご連絡ください。

## ふるさと融資制度に係る特例措置

### 1. 対象者

- (1) 電気通信事業者
- (2) 有線放送電話業者
- (3) 有線テレビジョン放送事業者

### 2. 対象事業

- (1) 加入者系光ファイバ網整備事業
- (2) 広帯域加入者網整備事業（DSL（デジタル加入者回線）、無線アクセス（加入者系無線アクセス通信）、ケーブルインターネット）

### 3. 対象地域

- (1) 過疎地域
- (2) 離島振興対策実施地域
- (3) 奄美群島
- (4) 小笠原諸島
- (5) 特別豪雪地帯
- (6) 振興山村
- (7) 半島振興対策実施地域
- (8) 沖縄県

### 4. 特例措置の内容

地域総合整備財団（ふるさと財団）、地方公共団体が実施する無利子融資制度である地域総合整備資金貸付制度（ふるさと融資制度）<sup>(※)</sup> に関して、雇用要件（都道府県及び政令指定都市：10人以上、市町村5人以上）について、弾力的な取扱いを認めるもの。

-----  
： (※)「ふるさと融資制度」の概要

： 以下の条件の範囲内で、地方債を原資として、地方公共団体から民間事業者に対して、  
： 無利子融資を実施するもの（融資案件に係る総合的な調査・検討については、地域総合  
： 整備財団（ふるさと財団）が担当。）。

- ： 1 対象者： 民間事業者
  - ： 2 対象事業： 地域の振興・活性化につながるあらゆる分野の民間事業
  - ： 3 対象地域： 全国
  - ： 4 融資上限額：
    - ： (1) 都道府県・政令指定都市 24億円（過疎地域等については、33億円）
    - ： (2) 市町村 7億円（過疎地域等については、8億円）
  - ： 5 融資比率： 総借入額の20%（過疎地域等については、25%）
- 

### 5. 問い合わせ先

各地方公共団体

[参考HP]

地域総合整備財団（ふるさと財団）

<http://www.furusato-zaidan.or.jp/>

## 第2節 地方公共団体向け支援制度の概要（総務省関係）

ブロードバンド基盤の整備には、多額の費用が必要であり、特に、条件不利地域においては、採算性の問題から整備が進まない状況にあります。

また、地方公共団体の財政事情が悪化する傾向にある中で、情報通信基盤整備に取り組めない市町村が多く存在します。

そこで、本節においては、国において、地方公共団体に対する情報通信基盤整備の支援等の施策として、民間事業者に対して市町村がその整備費用を補助する場合の財源として措置される制度等の内容、手続について紹介します。

## 地域情報通信基盤整備推進交付金

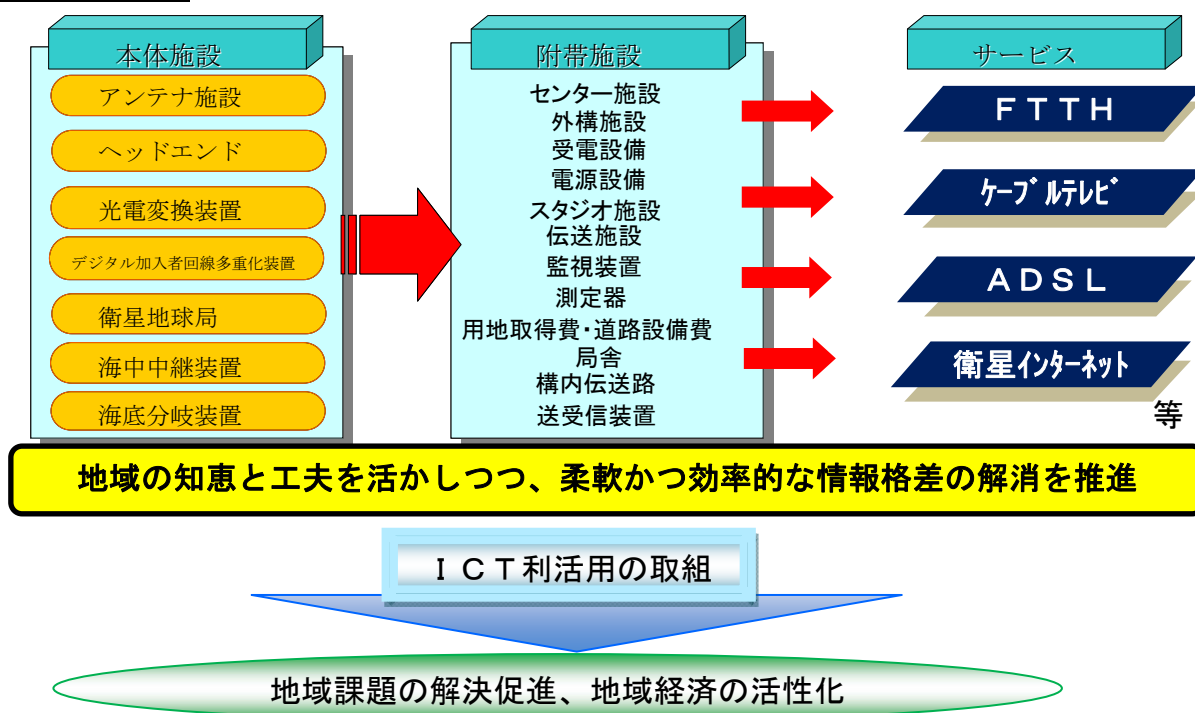
### 1. 施策の概要

地域の特性に応じた情報通信基盤の整備を支援し地域間の情報格差(デジタル・ディバイド)を是正するとともに、その利活用を促進することにより、地域住民の生活の向上及び地域経済の活性化を図るために、FTTH、ケーブルテレビ、ADSL、衛星など地域間の情報格差是正に必要となる施設を幅広く支援の対象とすることにより、地域の柔軟かつ効率的なICT基盤整備を推進。定住自立圏の取組を推進するための基盤整備等を積極的に支援。

#### ○ 交付対象主体及び交付率

- ① 条件不利地域に該当する市町村（交付率：1/3）  
(注) 条件不利地域とは、過疎、辺地、離島(奄美及び小笠原を含む。)、半島、山村、豪雪及び沖縄県のこれらに類する地域をいう。
- ② ①を含む合併市町村又は連携主体（交付率：1/3）  
(注1) 合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り交付対象とする。  
 (注2) 定住自立圏の取組を推進するための基盤となる設備として、遠隔医療等に不可欠な送受信装置等も交付対象。
- ③ 第三セクター法人（交付率：1/4）

### 2. イメージ図



### 3. 問い合わせ先

地域を管轄する総務省総合通信局等

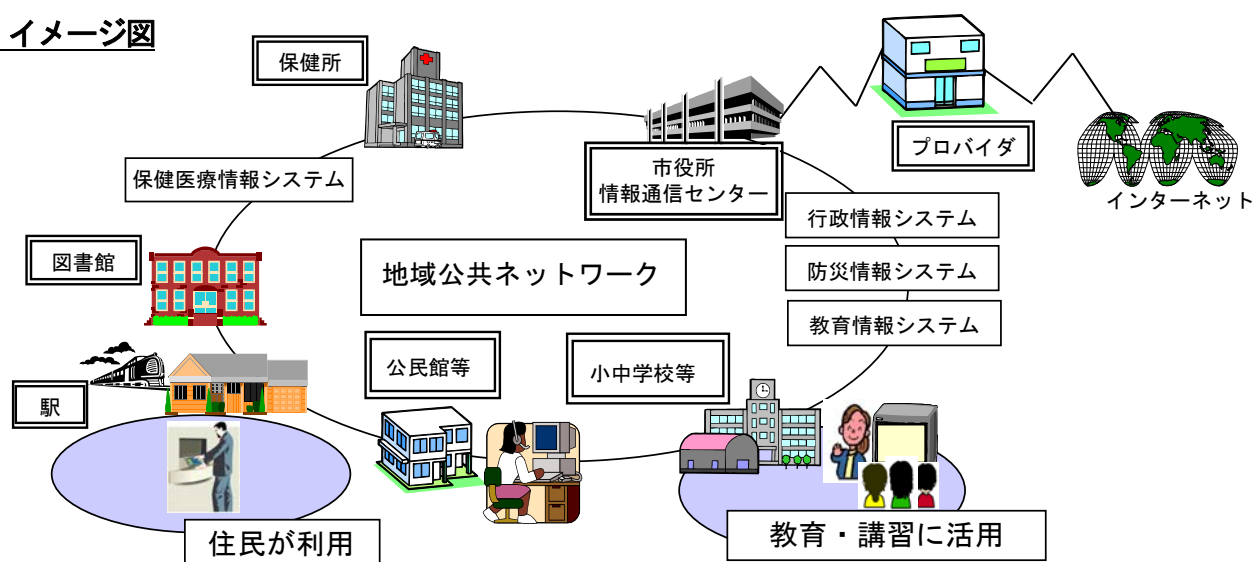
## 地域イントラネット基盤施設整備事業

### 1. 概要

地域の教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を図るため、学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備に取り組む地方公共団体等を支援します。

- (1) 実施主体 都道府県、市町村、第三セクター及び複数の地方公共団体の連携主体
- (2) 補助対象経費
  - ① 施設・設備費（センター施設、映像ライブラリー装置、送受信装置、構内伝送路、双方向画像伝送装置、伝送施設等）
  - ② 用地取得費・道路費
- (3) 補助率
  - ① 都道府県、市町村単独の場合 及び 都道府県、政令市、中核市から成る連携主体の場合 . . . . . 1 / 3
  - ② ①以外の連携主体、合併市町村（ただし、合併年度及びこれに続く一年度に限る。）の場合及び 沖縄県、沖縄県内の市町村 . . . . . 1 / 2
  - ③ 離島 . . . . . 2 / 3
  - ④ 第三セクターの場合 . . . . . 1 / 4
- (4) その他
  - ① あらかじめケーブルテレビ等への開放を目的とする整備を可能とする。
  - ② あらかじめ高速・超高速インターネットアクセス提供事業への開放を目的とする整備を可能とする。

### 2. イメージ図



### 3. 問い合わせ先

地域を管轄する総務省総合通信局等

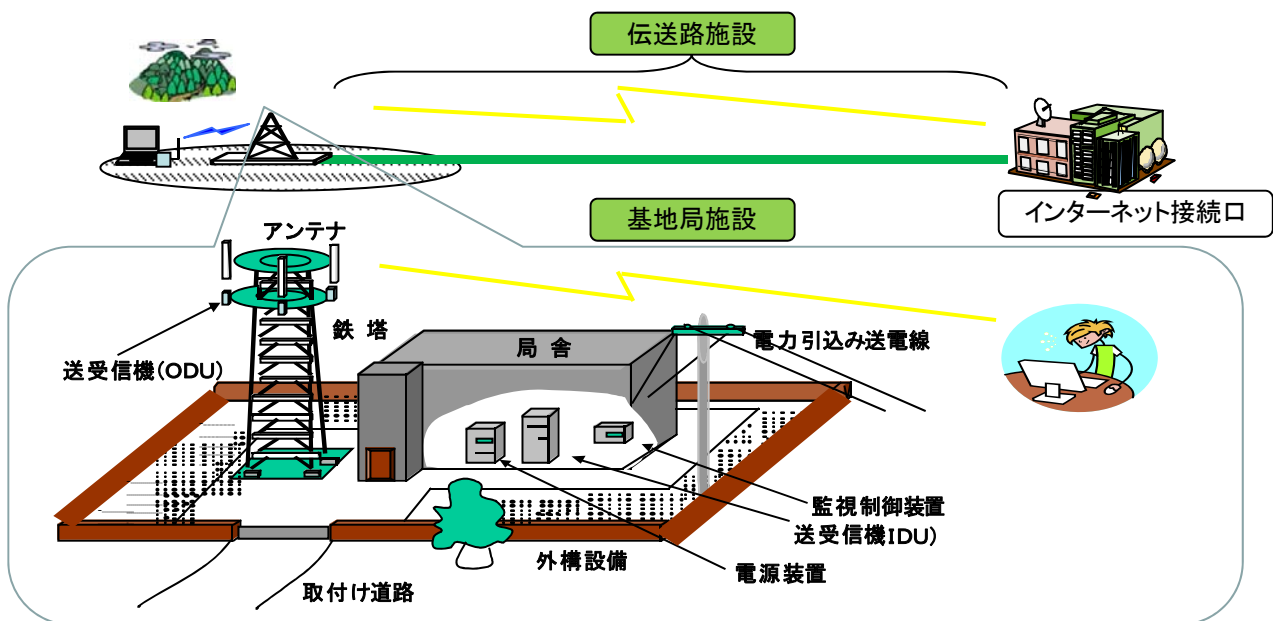
広帯域移動無線アクセスシステムによるブロードバンド整備事業  
(携帯電話等エリア整備事業)

1. 概要

地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）のうち、ブロードバンド・ゼロ地域において、市町村が広帯域移動無線アクセスシステムの基地局施設（鉄塔、無線設備等）を整備する場合や、無線通信事業者が基地局の開設に必要な伝送路施設（光ファイバ等）を整備する場合に、当該基地局施設や伝送路の整備費用に対する支援を行います。（平成21年度事業から）

- ア 事業主体：地方自治体（市町村） ← 基地局施設  
無線通信事業者 ← 伝送路施設
- イ 対象地域：過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村又は豪雪地帯の内のブロードバンド・ゼロ地域
- ウ 補助対象：基地局費用（鉄塔、局舎、無線設備（※）等）  
※ WiMAX, 次世代 PHS, 5GHz 帯無線アクセスシステム  
伝送路費用（中継回線事業者の設備の10年間分の使用料）
- エ 補助率：1/2（世帯数が100未満の場合2/3）

2. イメージ図



3. 問い合わせ先

地域を管轄する総合通信局等

## ブロードバンド・ゼロ地域解消事業

### 1. 概要

ブロードバンドを整備する民間事業者に対し、市町村が整備費用の一部を補助する場合、当該補助部分について特別交付税措置又は過疎対策事業債・辺地対策事業債充当が可能

### 2. スキーム

#### (1) 対象地域

ブロードバンド・サービスの提供が見込めない地域を含み、条件不利地域（過疎地域、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯）を管轄する市町村  
 ※過疎対策事業債は過疎地域のみ、辺地対策事業債は辺地のみ

#### (2) 対象施設

F T T HサービスやA D S Lサービス等のブロードバンド・サービス提供に必要なとなる施設のうち、加入者系伝送路の施設及び衛星通信施設

#### (3) 支援内容

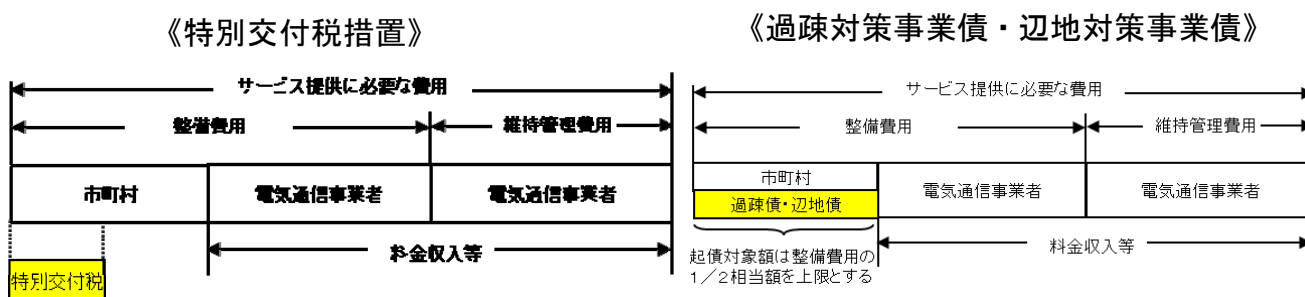
##### ① 特別交付税措置

市町村補助額又は標準補助額のいずれか少ない額の1/2を特別交付税措置

##### ② 過疎対策事業債・辺地対策事業債

市町村補助額について過疎対策事業債・辺地対策事業債の充当が可能（ただし、起債対象額は整備費用の1/2を上限とする。）

### 3. イメージ図



### 4. 問い合わせ先

総務省総合通信基盤局高度通信網振興課  
 TEL:03-5253-5866  
 地域を管轄する総務省総合通信局等

## 地方財政措置

### 概要

地方単独事業としてこれらの事業を行う場合等につき、辺地対策事業債、過疎対策事業債等の起債が可能です。

#### 1 辺地及び過疎対策事業債

##### (1) 辺地対策事業

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第2項に規定する施設の整備

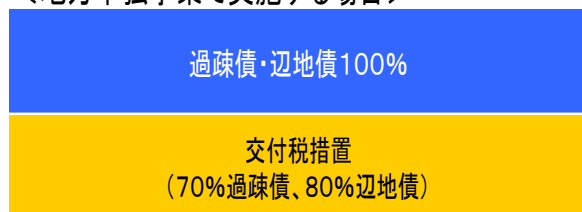
##### (2) 過疎対策事業

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第12条第1項に規定する施設の整備等

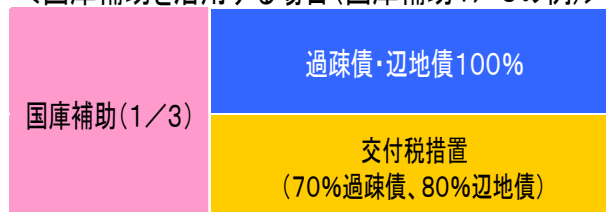
##### (対象施設)

- ① 有線放送電話業務及び有線ラジオ放送業務並びに有線テレビジョン放送に係る施設・設備（難視聴解消のための共同受信施設を含む。）
- ② 電気通信事業法に規定する端末設備及び電気通信設備並びにこれら設備の設置に係る施設・設備
- ③ 地域における公共施設等を結ぶ情報通信ネットワークを活用して超高速インターネットアクセスを可能とする加入者系光ファイバ網その他の高速・超高速インターネットアクセスを可能とする通信施設・設備 等

##### <地方単独事業で実施する場合>



##### <国庫補助を活用する場合(国庫補助1/3の例)>



##### (過疎地域自立促進重点事業)

- ① 過疎地域自立促進市町村計画上、中長期的観点から重点的な投資が必要な過疎対策事業として位置付けられた自主的、主体的な取組みにより実施される下記事業については、過疎地域自立促進重点事業と位置付け、過疎対策事業債について適切な配慮をするものとします。

産業、教育、医療・福祉等の様々な側面で過疎地域に変革をもたらすものとして都道府県が特に推薦するICT（Information and Communications Technology）基盤の整備事業



## 第4章 ブロードバンド全国整備に関する支援制度

### 2 地域活性化事業債（地域情報通信基盤整備事業）

情報通信の地域格差の是正及び活力ある地域社会の形成を図るための情報通信基盤の整備

（対象事業）

- ① 公共施設等を接続するネットワークの整備（庁内LANを除く。）
- ② 条件不利地域および、民間事業者による情報通信基盤の整備の見込みがない地域におけるデジタル加入者回線設備（簡易局舎の整備を伴うものに限る。）、衛星通信施設並びに公共施設等を結ぶ情報通信ネットワークを活用した加入者系光ファイバ網及び無線アクセス設備の整備
- ③ 行政情報等を提供するためのケーブルテレビの整備（行政情報を提供するために必要な部分に限る。）等

地域活性化事業債を活用する場合（特に推進すべきもの）

＜地方単独事業で実施する場合＞

地域活性化事業債75%	財源 対策債 15%	一般 財源 10%
交付税措置30%	交付税 措置 50%	

＜国庫補助を活用する場合（国庫補助1/3の例）＞

国庫補助(1/3)	地域活性化事業債75%	財源 対策債 15%	一般 財源 10%
	交付税措置30%	交付税 措置 50%	

### 3 合併特例債（市町村合併特例事業）

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に規定する公共的施設の整備（市町村建設計画に基づき、合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため又は均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備等。例：地域情報通信基盤整備事業等）

＜地方単独事業で実施する場合＞

合併特例債95%	一般 財源 5%
交付税措置70%	

（その他）

ブロードバンド・サービスの提供に係る施設の整備を行う電気通信事業者に対して、サービス提供地域の市町村がその整備費用の一部を補助する場合、当該補助部分について合併特例債の充当が可能。

### 第3節 総務省以外の省庁所管の制度の概要

地域の発展・振興の一環として、地域情報化の促進に向けた支援制度が、総務省以外の省庁所管の制度にもあります。

本節においては、地域におけるブロードバンド基盤整備にも活用できる地方公共団体等に対するそれらの支援制度を紹介します。

## まちづくり交付金

### 1. 目的

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とします。

### 2. 概要

市町村が作成した都市再生整備計画に基づき実施される事業等の費用に充当するために交付する交付金。

#### ① 都市再生整備計画の作成

市町村は、地域の特性を踏まえ、まちづくりの目標<sup>(注1)</sup>と目標を実現するために実施する各種事業等を記載した都市再生整備計画を作成。

#### ② 交付金の交付

国は、市町村が作成した都市再生整備計画が都市再生基本方針に適合している場合、交付金を年度ごとに地区単位で一括交付。

#### ③ 事後評価

市町村は、交付期間終了時、目標の達成状況等について事後評価<sup>(注2)</sup>を行い、これを公表するとともに、国への報告が必要。

(注1) まちづくりの目標の設定

まちづくりの目標とその達成状況を評価する指標を設定

例) 目標：駅周辺の賑わいを再生する

指標：来街者数、居住者数（可能な限り数値化・指標化を図る）等

(注2) 数値化された指標の達成状況を評価

#### (1) 交付対象

都市再生整備計画に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い施設等を対象

- ・ 道路、公園、下水道、河川、多目的広場、修景施設、地域交流センター、土地  
区画整理事業、市街地再開発事業 等
- ・ 地域優良賃貸住宅、公営住宅、住宅地区改良事業 等
- ・ 市町村の提案に基づく事業
- ・ 各種調査や社会実験等のソフト事業

#### (2) 交付期間

概ね3～5年

#### (3) 交付率

事業費に対して概ね4割（交付金の額は一定の算定方法により算出）

### 3. 問い合わせ先

国土交通省 都市・地域整備局 まちづくり推進課 都市総合事業推進室  
TEL:03-5253-8407

## 第4章 ブロードバンド全国整備に関する支援制度 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

### 1. 趣旨

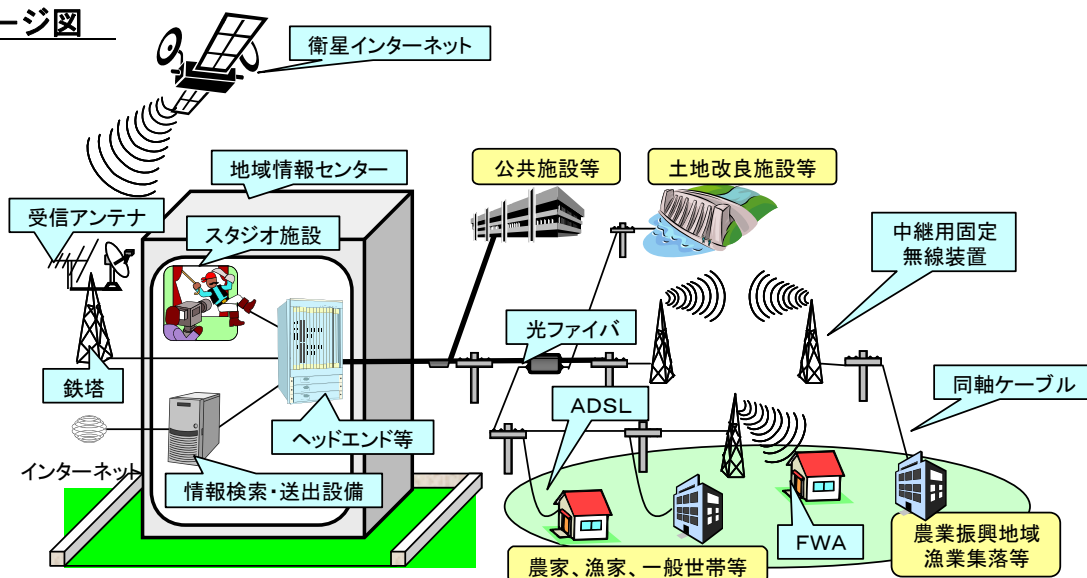
農山漁村地域において、定住や二地域間居住、都市との地域間交流を促進するために必要な施設の整備等の各種取組を総合的かつ機動的に支援しています。このなかで、ADSL、ケーブルテレビ、FTTH、FWA（固定無線アクセスシステム）、衛星インターネットなど地域の創意工夫を活かした情報通信基盤施設の整備を幅広く支援することにより、効率的かつ柔軟な農林漁業の振興・農山漁村地域の活性化を推進しています。

### 2. 概要

- (1) 事業内容：農山漁村地域において情報通信ネットワークを構築し、農林漁業情報等の提供・発信、高度情報活用を行うとともに、高速、大容量及び都市と農山漁村の双方向の通信等を可能とする情報通信基盤施設の整備を行います。
- (2) 実施主体：都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合又は水産業協同組合
- (3) 対象地域：農業振興地域<sup>37</sup>、漁業集落<sup>38</sup>等
- (4) 交付率：定額（1／3）

ただし、事業実施主体が合併市町村若しくは一部事務組合又は対象地域が五法指定地域等若しくは沖縄の場合、地域情報センター施設並びに地域情報センターと農業関連施設及び公共施設等を結ぶ設備の整備については定額（1／2）とし、対象地域が離島地域等（離島地域、奄美、小笠原、沖縄の離島をいう。）の場合、離島地域等と本土又は離島地域等と離島地域等との通信等を確保するために必要となる施設の整備については定額（2／3）とします。

### 3. イメージ図



### 4. 問い合わせ先

農林水産省 農村振興局 整備部 農村整備官 農山漁村地域活性化支援室

TEL：03-3501-0814（直）

<sup>37</sup>農業振興地域：「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域

<sup>38</sup>漁業集落：漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）に基づき指定された漁港の背後集落及び漁業センサス（指定統計第67号）の対象となる漁業集落

## 農村地域 IT化推進支援事業

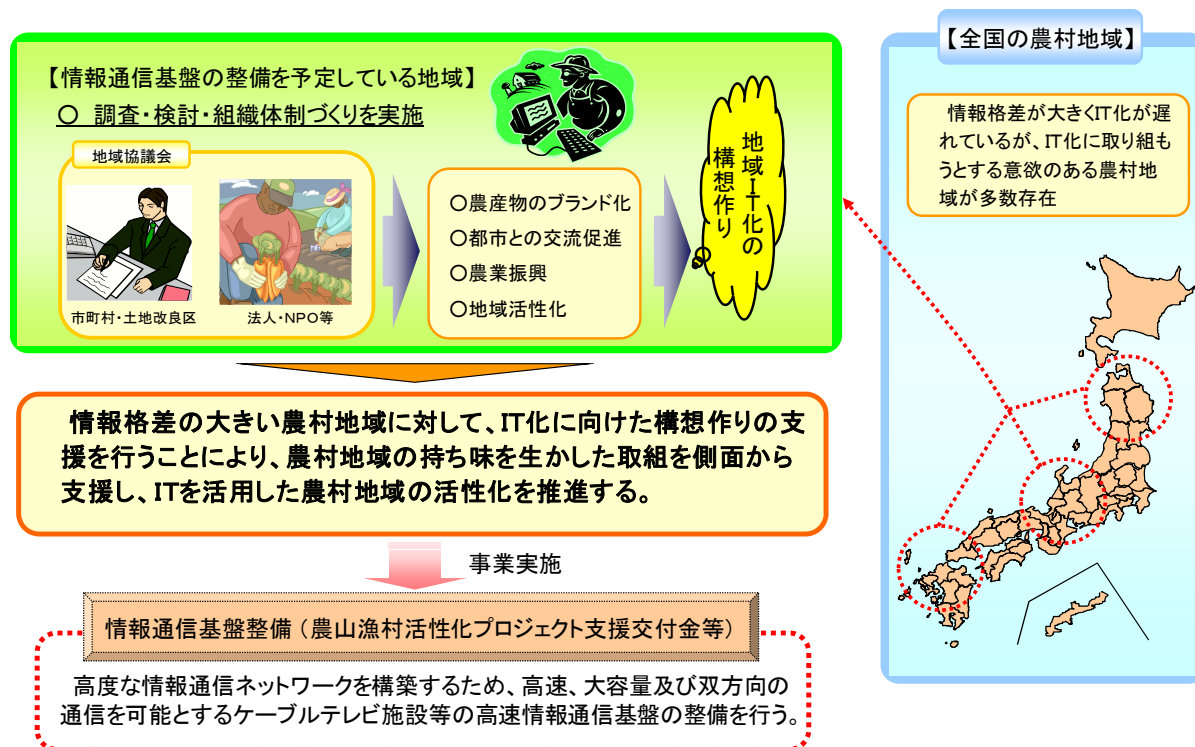
### 1. 趣旨

農村地域におけるITの活用は、農産物のブランド化や都市との交流等による地域活性化を図る上で極めて効果的なツールであり、農林水産省としても、農村地域におけるIT化の整備を早急に進める必要があります。このため、情報通信基盤の整備を予定している地域において、効果的で効率的な情報通信基盤整備に向けた計画策定及び情報化に対する地元住民の意向把握や情報通信基盤を活用するための体制づくりに必要な経費を支援することにより、農村地域の持ち味を生かした農村地域の活性化を推進します。

### 2. 概要

- (1) 事業内容：情報通信基盤の整備が遅れている農村地域における、情報通信基盤の整備に向けた調査、検討、組織体制づくり等の取組を支援します。
- (2) 実施主体：地域協議会
- (3) 補助率：定額

### 3. イメージ図



### 4. 問い合わせ先

農林水産省 農村振興局 整備部 農村整備官  
TEL：03-6744-2209（直）

## ブロードバンド全国整備に向けた支援措置一覧（平成 21 年度）

### 1 総務省関係

制 度 名		対 象 者	概 要	問 い 合 わ せ 先
民間事業者に対する支援措置				
利子助成制度	高度通信施設整備事業	・電気通信事業者 ・有線放送電話業者	事業者が銀行その他の金融機関が行う貸付けを受け、光ファイバ網等の一定の設備を整備する場合、当該貸付けに係る利子の一部について、NICT が利子助成を実施。 過疎地域等における整備については下限金利を優遇。	独立行政法人情報通信研究機構（NICT） 情報通信振興部門革新事業グループ TEL:042-327-7242 <a href="http://www.nict.go.jp">http://www.nict.go.jp</a>
次世代ブロードバンド基盤整備促進税制		・電気通信事業者 ・有線テレビジョン放送事業者	光ファイバ網等の次世代ブロードバンド基盤を構成する施設について、国税（法人税） 地方税（固定資産税）に係る特例措置を適用。	総務省総合通信基盤局高度通信網振興課 TEL:03-5253-5866
広帯域加入者網普及促進税制		・電気通信事業者 ・有線放送電話業者	DSL 等の広帯域加入者網を構成する施設について、国税（法人税） 地方税（固定資産税）に係る特例措置を適用。	
債務保証制度	高度通信施設整備事業	・電気通信事業者 ・有線放送電話業者	光ファイバ網等の整備に必要な資金を調達するため事業者が行う社債の発行や資金の借入れに係る債務に対して、NICT が一定の範囲内で債務保証を実施。	独立行政法人情報通信研究機構（NICT） 情報通信振興部門革新事業グループ TEL:042-327-7244 <a href="http://www.nict.go.jp">http://www.nict.go.jp</a>
ふるさと融資に係る特例措置		・電気通信事業者 ・有線放送電話業者 ・有線テレビジョン放送事業者	光ファイバ網、DSL 等の広帯域加入者網を整備する事業者に対し、地方公共団体による「ふるさと融資（無利子融資）」が実施されるが、当該融資に関して、雇用要件を弾力的に取扱う特例措置を実施。	・各地方公共団体 [参考 HP] ・地域総合整備財団（ふるさと財団） <a href="http://www.furusato-zaidan.or.jp/">http://www.furusato-zaidan.or.jp/</a>

制 度 名		対 象 者	概 要	問 い 合 わ せ 先
地方公共団体等に対する支援措置				
地域情報通信基盤整備推進交付金		条件不利地域に該当する市町村等	地域の特性に応じた情報通信基盤の整備を支援し地域間の情報格差(デジタル・ディバイド)を是正するとともに、その利活用を促進することにより、地域住民の生活の向上及び地域経済の活性化を図るために、F T T H、ケーブルテレビ、A D S L、衛星など地域間の情報格差是正に必要な施設を幅広く支援の対象とすることにより、地域の柔軟かつ効率的な I C T 基盤整備を推進。定住自立圏の取組を推進するための基盤整備等を積極的に支援。	地域を管轄する総務省総合通信局等
地域イントラネット基盤施設整備事業		都道府県、市町村等	地域の教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を図るために学校、図書館、公民館、市役所等を高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備に対する支援を実施。	

制度名	対象者	概要	問い合わせ先
地方公共団体等に対する支援措置			
携帯電話等エリア整備事業	市町村、無線通信事業者	地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）のうち、ブロードバンド・ゼロ地域において、市町村が広帯域移動無線アクセスシステムの基地局施設（鉄塔、無線設備等）を整備する場合や、無線通信事業者が基地局の開設に必要な伝送路施設（光ファイバ等）を整備する場合に、当該基地局施設や伝送路の整備費用に対する支援を実施。	地域を管轄する総務省総合通信局等

## 2 総務省以外の省庁関係

所管省庁	制度名称	実施主体 (交付対象者)	対象事業等	交付率 (補助率)	問い合わせ先
国土交通省	まちづくり交付金	実施主体： 市町村、NPO等 (間接交付)  交付対象者： 市町村(地区単位 で一括交付)	都市再生整備計画区域内においてまちづくりと一体となって行われる市町村の提案に基づく事業で情報通信基盤整備に係るもの	交付率 概ね4割 (一定の算出方法により算出)	国土交通省 都市・地域整備局 まちづくり推進課 都市総合事業推進室 TEL:03-5253-8407
農林水産省	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	実施主体： 都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合又は水産業協同組合	農山漁村地域において情報通信ネットワークを構築し、農林漁業情報等の提供・発信、高度情報活用を行うとともに、高速、大容量及び都市と農山漁村の双方向の通信等を可能とする情報通信基盤施設の整備	交付率 定額(1/3)等	農林水産省 農村振興局 整備部 農村整備官 農山漁村地域活性化支援室 TEL:03-3501-0814
農林水産省	農村地域IT化推進支援事業	実施主体： 地域協議会	情報通信基盤の整備が遅れている農村地域における、情報通信基盤の整備に向けた調査、検討、組織体制づくり等の取組を支援	交付率 定額	農林水産省 農村振興局 整備部 農村整備官 TEL:03-6744-2209